STOP! カスハラ

カスタマーハラスメント

以下の行為がカスタマーハラスメント(カスハラ)に該当します

- ●身体的な攻撃(暴行、傷害)
- ●精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、暴言)
- ●威圧的な言動
- ●土下座の要求
- ●継続的な(繰り返される)、執拗な(しつこい)言動
- ●拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
- ●差別的な言動
- ●性的な言動
- ●従業員個人への攻撃、要求

厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」8頁

カスハラが招いてしまう職員の業務の滞りをなくすことは
町民のみなさまへのサービス向上につながります。
町民のみなさまへのよりよいサービスのご提供のためにご理解、ご協力をお願いします。

壬生町